

議事要旨(5)特別目的会社・信託専門委員会における検討状況（信託に関する会計処理等の検討）について

西川専門委員長及び秋葉統括研究員より、専門委員会における信託に関する会計処理の検討状況について、実務対応報告案「信託の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に基づき、以下のような説明がなされた。

- ・ 本案は、これまでの基本的な信託の会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにすることを目的としている。
- ・ Q1 から Q4 では、委託者及び当初の受益者が単数か複数か、信託財産とする財産が金銭か金銭以外かによって信託を 4 つの類型に分類したうえで、それぞれについて基本的な会計処理を整理している。
- ・ Q2 では、信託は財産管理の制度であり、原則として会社に準ずる事業体に該当するとは言えないが、合同運用の金銭の信託の中には、連結財務諸表上、財産管理のための仕組みとみるより、むしろ会社に準ずる事業体とみる方が適切な会計処理ができる場合があると考え、子会社や関連会社になる場合を示している。
- ・ Q3 では、金銭以外の信託が「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三で示す特別目的会社にあたることから子会社には該当しないものと推定されている場合には、開示対象特別目的会社の開示が必要となるものとし、開示例も示している。
- ・ Q4 では、合同運用の金銭以外の信託については、これまで事例があまりなかったため会計処理は明示されていなかったと考えられるが、それは財産管理と言い難いことから、会計上、会社に準ずる事業体とみなして会計処理することが考えられている。
- ・ Q5 から Q7 では、事業の信託、目的信託、自己信託といった新信託法の中で新たに明示された信託について、委託者及び受益者（目的信託については委託者）の会計処理を示している。
- ・ Q8 では、受託者の会計処理を整理している。
- ・ 本案は、新信託法の施行日以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託又は信託の変更により新信託法の規定を受ける信託について適用する。

これらの説明に対し、委員から具体的な適用時期について質問があり、これに対して事務局からは、新信託法公布の日から 1 年 6 ヶ月以内に政令で定める日であるが、まだ政令が公布されていない旨、及び「政令で定める日」は今年の夏頃と言われている旨が回答された。

以 上